

令和6年度 第1回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年7月31日 開会

令和6年7月31日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和6年度 第1回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和6年7月31日（水） 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 321会議室

日程1 議席の決定

日程2 会議録署名人の指名

日程3 選挙第1号 稲敷市国民健康保険運営協議会会長の互選について

日程4 選挙第2号 稲敷市国民健康保険運営協議会会長職務代理者の互選について

日程5 報告第1号 稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

日程6 議案第1号 令和5年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程7 議案第2号 稲敷市国民健康保険税の税率改正について

出席委員

1番	上 野 光 江
2番	川 嶋 洋 子
3番	坂 本 和 広
4番	小 倉 新市郎
5番	坂 本 成 人
6番	秋 本 優
7番	横 田 一 郎
8番	宇津喜 直 樹
9番	山 本 彰 治
10番	根 本 脩
11番	黒 田 伸 治
12番	高 須 耕 一

欠席委員

13番	青 野 由美子
-----	---------

出席説明員	保険年金課長	栗 山 宏
	保険年金課長補佐	飯 島 幸 生
	保険年金課係長	根 本 修 一

午後2時00分開会

○保険年金課長（栗山）

本日は、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は、会議録作成のため、会議中の発言を録音させていただきます。あらかじめご了承ください。それでは、会議に先だちまして塩畑副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（塩畑）

本日は、公私ともにご多用の中、令和6年度(第1回)稲敷市国民健康保険 運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。市長が所用により不在のため、代わりにご挨拶させていただきます。

皆様には日頃より、国民健康保険事業の運営をはじめ、市政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度は、当協議会委員就任をご快諾いただき誠にありがとうございます。
今回の委員改選によりまして、新たに2人の方が委員に就任されました。再任されました委員の皆様とともに、これから国民健康保険事業の運営に対しまして、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、誰もが必要な時に、必要な医療を、少ない負担で受けられる国民皆保険制度の基盤をなすもので、地域医療の確保と市民の健康維持増進にとって、重要な役割を担っております。

しかしながら、昨今の国民健康保険を取り巻く環境は、本市を含め全国的に厳しい状況であります。国保加入者は例年減少し、国保税は減収となっている一方で、医療の高度化、高齢化等により医療費は増額傾向にあります。

また、国保広域化が開始されて以来、賦課方式県内統一など、大きな制度改正が続いており、今年の12月には現行の保険証廃止が決定されております。この決定により、特に医療機関の皆様におかれましては多大な影響を受け、対応に苦慮されているものとお推察申し上げます。

こうした状況の中、本市では、市民の皆様の健康と生活を守ることを最優先に保健事業の充実や医療費の適正化、保険税収納率の向上などに取り組んでおります。今後も国保加入者の皆様、安心して医療を受けられるよう体制を整えて参るとともに、国保事業運営の安定化にも努めて参りますので、引き続き皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山）

ありがとうございました。続きまして、委嘱状の交付を行います。委員のお名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

上野 光江（うえの みつえ）様

川嶋 洋子（かわしま ようこ）様

坂本 和広（さかもと かずひろ）様

小倉 新市郎（おぐら しんいちろう）様

坂本 成人（さかもと しげひと）様

秋本 優（あきもと まさる）様

横田 一郎（よこた いちろう）様

宇津喜 直樹（うつぎ なおき）様

山本 彰治（やまもと しょうじ）様

根本 脩（ねもと おさむ）様

黒田 伸治（くろだ しんじ）様

高須 耕一（たかす こういち）様

なお、被用者保険代表の青野由美子（あおのゆみこ）様におかれましては、本日欠席の連絡をいただいております。委嘱状は、代表して前会長の山本委員に交付させていただきます。山本委員、前にお進みください。

○副市長（塩畑）

委嘱状の交付

○保険年金課長（栗山）

ありがとうございました。皆様、ご着席ください。他の委員の皆様につきましては、委嘱状をあらかじめ机の上に配布させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ってまいります。本日の出席委員は、12名となっております。

13番 青野委員につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、本日は新たな任期の最初の運営協議会でございますので、会長及び会長職務代理者が空席となっております。そのため新たな会長が選出されるまでの間、仮議長を、塩畑副市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仮議長（塩畑副市長）

改めまして、ただいま指名されました塩畑でございます。本協議会の会長が互選されるまでの間、私が仮議長として会議を進めさせていただきます。何分不慣れでございますので、皆様方のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので、会議を始めます。それでは、お手元に配布いたしました日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1、議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところですが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○仮議長（塩畑副市長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。本日の会議録署名人に、3番 坂本和広委員、4番 小倉新市郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 選挙第1号 稲敷市国民健康保険運営協議会会長の互選を行います。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課課長補佐（飯島）

会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から委員全員の選挙によって選出するものとなっております。よろしくお願いいたします。

○仮議長（塩畑副市長）

ただいま事務局から説明がありましたように、会長は公益代表委員4名の方々から選挙により選出いただきます。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推薦としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○仮議長（塩畑副市長）

ご異議なしと認めます。よって、会長の互選の方法は、指名推薦によることといたします。それでは、会長の指名につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

○4番 小倉委員

議会代表の山本委員にお願いしたいと思います。

○仮議長（塩畑副市長）

ただいま、山本彰治委員を推薦したいとのご意見がありました。お諮りいたします。
山本彰治委員を会長に選任することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○仮議長（塩畑副市長）

ご異議なしと認めます。よって、山本彰治委員を当選人に決定いたしました。それでは、
会長が決まりましたので、私はここで仮議長の職を解かさせていただきます。ご協力あり
がとうございました。

○保険年金課長（栗山）

ありがとうございました。副市長は公務のため、これを持ちまして退席させていただきます。
よろしく願いいたします。

山本委員議長席へ移動をお願いします。

○議長（山本会長）

ただいま、会長にご選任いただきました山本彰治でございます。微力ではございますが、
本協議会の円滑な運営に努めさせていただきたいと思ひます。皆様のご協力をお願いいた
します。

それでは、議事に戻ります。日程第4、選挙第2号「稲敷市国民健康保険運営協議会
会長職務代理者の互選について」を議題といたします。会長職務代理者の選挙の方法につ
きまして、お諮りをいたします。会長職務代理者の選挙方法を指名推薦にしたいと思ひま
すがご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。それでは、会長職務代理者の指名につきまして、委員の皆様のご
意見をお伺いしたいと思います。

○4番 小倉委員

会長の指名推薦をお願いします。

○議長（山本会長）

ただいま、会長の指名推薦とのご意見がありました。それでは、会長職務代理者に高須耕一委員を指名いたします。当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙第2号「稲敷市国民健康保険運営協議会会長職務代理者の互選について」は、高須耕一委員を当選人に決定いたします。高須委員、よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

次に、日程第5、報告第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課係長（根本）

保険年金課 根本と申します。よろしくお願いします。それでは、報告第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」をご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

3ページの資料1をご覧ください。まず、国民健康保険税条例の改正でございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する政令が、令和6年4月1日から施行されたことに伴いまして、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、当該条例の一部改正について、令和6年3月30日に専決処分させていただき、同年6月の令和6年第2回稲敷市議会定例会にて専決処分にかかる承認をいただいたものでございます。

改正の内容につきましては、3点ございます。新旧対照表で説明させていただきますので6ページをご覧ください。左側が改正後、右側が現行となります。

1点目として第2条第3項でございますが、国民健康保険税後期高齢者支援分の賦課限度額が、現行22万円から改正後24万円に引き上げられ、賦課限度額の合計が104万円から106万円となっております。

次に7ページをご覧ください。2点目は、第21条第1項第2号、第3号でございますが、国民健康保険税軽減世帯判定に係る加算金について、第2号の5割軽減判定が29万円から29万5千円、第3号の2割軽減判定が53万5千円から54万5千円に改められております。報告第1号の説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の報告第1号につきまして、何かご意見、ご質問は

ございませんか。ないようですので、お諮りいたします。報告第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。次に、日程第6、議案第1号「令和5年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課課長補佐（飯島）

保険年金課 飯島と申します。よろしくお願いします。それでは、「議案第1号 令和5年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

資料2の9ページをご覧ください。令和5年度の決算額は、歳入総額 47 億 2,971 万 2,652 円、歳出総額 46 億 5,708 万 5,775 円で、歳入歳出差引額は、7,262 万 6,877 円です。差引額につきましては、翌年度へ繰越いたします。

次に10ページをご覧ください。決算額内訳について説明いたします。まず歳入についてご説明いたします。

歳入は、款1国民健康保険税から款9市債で構成され、主な歳入は款1国民健康保険税 19.2%、款4県支出金 66.3%、款6繰入金 12.4%で、全体の約 98%を占めています。前年度と比較して 6,132 万 8,213 円減額となっておりますが、主な減額の要因は、県支出金 約 1 億 4,500 万円の減及び国民健康保険税收 3,500 万円の減でございます。次に歳入詳細について説明します。11ページをご覧ください。

1 国民健康保険税、収入済額 9 億 872 万 5,209 円、対前年比 3,522 万 2,341 円の減です。収納率は、現年課税分 93.9%で前年度と同率、滞納繰越分 33.2%で前年度より 0.6%減です。不納欠損処分は、290 件で 1,363 万 2,170 円です。収入未済額 1 億 2,636 万 5,074 円は、令和5年度へ繰越しとなっております。

2 使用料及び手数料、収入済額 20 万 4,179 円、対前年比 41 万 1,242 円の減です。国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金、収入済額 25 万 2,000 円、対前年比 22 万 7,000 円の増です。出産育児一時金臨時補助金及び社会保障税番号システム整備費補助金（マイナ保険証関連）が新たに対象となったため増額となっております。

4 県支出金、収入済額 31 億 3,545 万 2,858 円で対前年比 1 億 4,582 万 4,186 円の減となっております。保険給付費に係る県交付金です

5 財産収入、収入済額 4 万 5,000 円、対前年比 3 万 1,654 円の増です。基金利息です。

6 繰入金、収入済額 5 億 8,486 万 8,303 円で対前年比 1 億 2,011 万 8,577 円の増です。基金繰入金が前年度より約 1 億 4,000 万円増となったことが、増額の主な要因です。その他の繰入金は、定められた負担割合の繰入れです。

7 繰越金、収入済額 9,360 万 3,201 円です。前年度繰越金です。

8 諸収入、収入済額 656 万 1,902 円です。国保税延滞金、交通事故第三者納付金等です。歳入は以上となります。次に歳出について説明いたします。10 ページの歳出欄にお戻りください。

歳出は、款 1 総務費から款 9 予備費で構成され、主な歳出は款 2 保険給付費 66.1%、款 3 国民健康保険事業費納付金 30.6%で、全体の約 97%を占めています。前年度と比較して 4,035 万 1,889 円減額となっておりますが、主な増減の要因は、保険給付費約 1 億 3,900 万円の減に対し県に納める事業費納付金が約 1 億円増額となっております。次に歳出詳細について説明します。13 ページをご覧ください。

1 総務費 支出済額 8,382 万 3,674 円、対前年比 50 万 7,248 円の減です。

内訳としましては、①職員給与関係経費は、国保会計職員 8 人分の人件費となっております。②国民健康保険事務費は、会計年度任用職員 1 人分の報酬や国保連合会への共同電算処理、レセプトの 2 次点検に係る委託料が主なものとなります。③国民健康保険運営協議会費は、委員報酬等の例年経費で昨年度は 2 回開催しております。⑤賦課徴収事務費は、納入通知書作成や電算処理委託料などの事務経費です。

2 保険給付費 支出額 30 億 7,871 万 7,152 円で対前年比 1 億 3,906 万 8,018 円の減となっております。令和 5 年度における国保の被保険者数は 9,541 人で団塊の世代が後期に移行し始め、前年より約 500 人減っていることが主な減額の要因と考えられます。主な経費の内訳としましては、①療養諸費は、医療機関等へ支払う療養給付費、柔道整復師などから請求を受ける療養費、レセプト審査手数料が主なものです。②高額療養費は、月ごとに基準額を超えた自己負担分の医療費に対して給付しております。令和 5 年度は 6,994 件の給付がありました。③出産育児一時金は、国保被保険者が出産した際に 50 万円を上限に給付されるものです。令和 5 年度は 18 件の給付がありました。④葬祭費は、国保被保険者が亡くなられた場合に 5 万円給付されるものです。令和 5 年度は 84 件の給付がありました。

3 国民健康保険事業費納付金、支出額 14 億 2,460 万 9,001 円、対前年比 1 億 426 万 4,645 円の増となっております。保険給付費の財源となる医療給付費や後期高齢者支援金及び、介護給付費分を県へ納付するものです。納付金の額は県が決定し、その額は県内の保険料収納必要額を市町村ごとの「医療費水準と所得水準等」で按分し決定されます。

次に 14 ページをご覧ください。6 保健事業費、支出額 4,922 万 2,368 円、対前年比 72 万 8,085 円の減となっております。内訳としまして、①保健衛生普及事業は、主に医療費通知の作成送付に係る経費です。②疾病予防事業は、人間・脳ドック費用助成に係る経費

です。③特定健康診査事業費は、集団健診、個別健診などの健診に係る委託料及びヘルスアップ事業に係る委託料、電算システムの経費などが主な経費です。

7 基金積立金、支出額 45,000 円、対前年比 3 万 1,654 円の増となっております。基金利息積立金です。

8 諸支出金、支出額 2,066 万 8,482 円、対前年比 580 万 1,022 円の減となっております。内訳としましては、国保税還付金、国費等返還金、令和 5 年度の実績確定による一般会計への精算金繰出金です。歳出については、以上となります。

続きまして、15 ページ 資料 3 をご覧ください。令和 5 年度国民健康保険税収納状況ですが、歳入で説明させていただきました国保税収納の詳細となります。国保税は、医療分、後期高齢支援分、介護分の 3 つの分類から税額を算定しております。調定額が課税額で、その内収入となった額が収入済額です。合計欄を見ていただくと、現年分（R5 年分）は、9 億 2,394 万 9,600 円課税し 8 億 6,731 万 8,453 円収入となっております。滞納分も含めた合計収入額は、9 億 872 万 5,209 円です。

次に、16 ページ 資料 4 をご覧ください。こちらの資料は、稲敷市国民健康保険の主な給付に係る状況を、令和元年度から令和 5 年度までまとめた資料となります。

1 番上の被保険者数ですが、毎年 500 人程度減少しております。今後 5 年間も同程度の減少が見込まれております。次にその下の 1 人当たりの税額は、令和 4 年度から上がっておりますが、これは、賦課方式を 2 方式に改正したことによるものと考えております。次に真ん中付近に記載してあります、保険給付状況の療養諸費及びその下の欄の高額療養費ですが、いずれも被保険者の減少に伴い前年度と比較すると減少傾向にあります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第 1 号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですのでお諮りいたします。議案第 1 号「令和 5 年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。次に、日程第 7、議案第 2 号「稲敷市国民健康保険税の税率改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課課長補佐（飯島）

それでは、「議案第 2 号 稲敷市国民健康保険税の税率改正について」 ご説明いたします。資料 5 の 18 ページをご覧ください。

国民健康保険税の今までの経緯ですが、令和 4 年度県内一斉に賦課方式が 2 方式に統一され、併せて税率改正を行っており、その際に急激な税額上昇を抑えるため稲敷市独自の緩和措置を行っております。内容としましては、国保税医療分の税率について、本来必要と算定された税率は、所得割 6.8%、均等割 41,000 円と算出されましたが、下表の税率に率を下げ、不足分を基金繰り入れで賄う措置です。具体的には、令和 4・5 年度は、所得割 5.2%、均等割 32,000 円に下げ、それによる不足見込み額 1 億 5,000 万円を基金で賄い、令和 6・7 年度は、所得割 5.7%、均等割 35,000 円に増額し、不足額 1 億円を基金で賄います。更に令和 8・9 年度は、所得割 6.3%、均等割 38,000 円に増額し不足額 5 千万円を基金で賄うという計画になっております。

このような中令和 4 年度は、想定よりも不足額が少なく基金から 4 千万円の繰り入れで賄えたため、令和 6 年度の税率改正を見送りました。しかしながら令和 5 年度の決算では、基金から約 1 億 8,000 万円を繰り入れており、約 1 億 1,000 万円の不足額が生じております。現在の基金残高は 4 億 3,000 万円ですが、今後も毎年 1 億円程度の赤字が見込まれるため、このままでは 4 年程度で基金がなくなってしまう見込みです。

一方で国は、高額医療費の発生等による医療費水準の変動リスクを県全体で平準化する、保険料水準の統一を進めており、統一が進むと稲敷市の県に納める納付金が 5,000 万円程度減額となる見込みでした。しかし、茨城県は、市町村間の収納率をはじめ格差があることを理由に現在は統一を見送っております。

次に 19 ページをご覧ください。上段の表は青のグラフが被保険者数でオレンジのグラフが療養諸費費用額の推移です。例年、被保険者は 5%程度減少し療養諸費費用額は 2%程度増加しており、今後もこの傾向が続くものと推測されます。また、下段の表ですが、県に納める国民健康保険納付金の推移です。必要な国保税額は、この納付金額を基に計算されます。被保険者数の減少に伴い減少傾向であります。

次に 20 ページをご覧ください。このような状況は稲敷市だけでなく、県内の他市町村においても税収減の影響を受け令和 6 年度は、8 市町が税率改正を行っており、更に 21 市町村が令和 7 年度に税率改正を予定しております。稲敷市においても、現在の税率では毎年 1 億円程度の赤字が見込まれるため、令和 7 年度から新たな税率を検討するものです。

下段の表をご覧ください。現在の税率と県が示す稲敷市の標準保険料率です。後期分、介護分については、概ね同程度となっておりますが、医療分については、県が示す率が大幅に高い状況です。将来的に保険料水準の統一が進められると標準保険料率までの税率改正が必要となります。

現状を踏まえ、今回税率改正のシミュレーションを行いました。シミュレーションの考え方としましては、令和5年度の赤字額約1億1,400万円を今後毎年発生する赤字額と想定し、医療分のみ税率改正を下記A～Eの5パターンで算出しております。急激な税率上昇を抑えるため、基金からの充当も含めて検討しております。

各パターンの説明をしますと、現行 所得割 5.2%、均等割 32,000 円に対して、パターンA 所得割 5.7%、均等割 3 万 5,000 円、パターンB 所得割 6.0%、均等割 3 万 6,000 円、パターンC 所得割 6.0%、均等割 3 万 7,000 円、パターンD 所得割 6.3%、均等割 3 万 8,000 円、パターンE 所得割 6.5%、均等割 4 万円です。パターンAは、令和4年度の計画で令和6年度（今年度）から改正予定であった税率で、パターンDは同様に令和8年度に改正予定の税率です。パターンB・Cは、その中間の税率で、パターンEは赤字を概ね解消できる税率となっております。

21ページをご覧ください。次に（1）各パターンの国保税調定額ですが、パターンごとの税収入額と赤字見込額となります。パターンAでは、税調定額（課税額）が現行より4,185 万 3,100 円増額となり、赤字額は7,220 万円に減額となるシミュレーションです。同様に他のパターンの赤字額を見てみると、パターンB5,190 万円、パターンC4,600 万円、パターンD2,600 万円、パターンE480 万円となります。

次に（2）基金残額の見込みですが、（1）で算出した各パターンの赤字額を毎年基金で賄った場合の推計です。現行の税率ですと、令和9年度の決算時には基金が足りなくなる見込みです。また、パターンAは令和11年度、パターンBは令和13年度、パターンCは令和14年度に基金が足りなくなる見込みです。

次に（3）各パターン別差額件数です。パターンAでは、2 万円未満の差額世帯が5,576 件で全体の9割を占め、最も増額する世帯で5 万円～6 万円です。パターンB・Cでは、3 万円未満の差額世帯が9割を占め、最も増額する世帯で8 万円～9 万円です。パターンD・Eでは、2 万円以上増額する世帯が3割～4割を占め、最も増額する世帯で10 万円を超える世帯が多数発生します。

次に（4）22ページをご覧ください。被保険者数別の世帯数ですが、世帯員2人以下の世帯が約9割を占めております。

次に（5）はパターンB・Cの所得額別平均増税額となっております。稲敷市の被保険者においては、所得100 万円以下の世帯が半分を超えており、200 万円以下の世帯を含めると75%を超えております。

23ページをご覧ください。世帯ごとの国保税額の例となります。①大人1人 所得額100 万円の場合ですと、現行13 万 400 円に対し、パターンBでは13 万 9,000 円となり8,600 円増額となります。同様に②大人2人 所得額200 万円の場合ですと、現行30 万 7,400 円に対し、パターンBでは32 万 8,000 円となり2 万 600 円の増額です。また、③大人2人、子供1人 所得額400 万円の場合ですと、現行42 万 4,800 円に対し、パターン

Bでは46万3,400円となり3万8,600円の増額となります。

以上の内容と令和8年度から保険税に上乗せされる子育て支援金を考慮するとパターンAでは令和7年度に改正しても、翌年か翌々年には更に改正が必要になることが想定され、逆にパターンD・Eでは、全体的に差額が大きく低所得者への負担も増すことから、市としましては、パターンBかパターンCでの改正で検討しているところです。皆様のご意見を伺えればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○11番 黒田委員

今回のように国保税の増額や高齢者の年金を賄うため、若者の負担が多くなっていることから、国も高齢者の負担を増やし若者の負担を減らすなど平準化を図る措置を実施しています。そういったことも含めて考えるとこの場で説明を聞いただけで税率改正の可否を判断するのは難しい。議員などを含めた研究会を開催し議論した方が良いと考えます。

○議長（山本会長）

この案件につきましては、本日この場でお諮りするというわけではなく、継続で皆様にも内容をご検討いただいて、次回に回答をいただきたいということでございます。事務局は、ただ今の意見を考慮し今後の対応を検討いたします。

○5番 坂本委員

12月に保険証が廃止されてから、マイナンバーカードに保険情報を紐づけしていない方または、マイナンバーカードを作っていない方には、「資格確認書」が交付されると思いますが、どのように交付する予定ですか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

今月1年間の有効期間で新たな保険証を交付したところですが、今回交付した保険証は、12月以降も令和7年7月31日の有効期限まで使用可能となるため、12月の保険証廃止時点で「資格確認書」等の一斉送付は予定しておりません。

また、今回保険証交付時に現在お持ちの保険証は、12月の保険証廃止以降も有効期限まで使用できる旨の案内を記載した通知文を同封し周知を図りました。今後も11月頃の広報誌で再度内容の周知を図りたいと考えております。

○5番 坂本委員

来院する患者から「資格確認書」等は、手続きしなくても自動で送付されるのかとの問い合わせがあるがいかかでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

令和7年7月末日には現在配布している保険証の有効期限が満了となるため、その時期に合わせて「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を自動的に一斉送付する予定で考えております。

○7番 横田委員

来年保険証に代わって配布される「資格確認書」等の大きさはどのようなものか。大きすぎると持ち運びに不便との声もあります。また、保険税の滞納者にはこれまで期間6カ月などの短期保険証が交付されていたと思うが、マイナ保険証になると短期保険証の取り扱いはどのようにになりますか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

1つ目の質問の「資格確認書」の大きさについては、サイズ、形、材質等いずれも現行の保険証と同じようなものとなります。ただし、マイナ保険証をお持ちの方に交付される「資格情報のお知らせ」については、A4紙の通知となります。携帯が不便な方は、通知右下にカードサイズで記載された情報部分を切り取って携帯いただけます。

2つ目の質問についてですが、マイナ保険証に変わりますと短期保険証がなくなり、それに代わるようなものも示されてはいないため、短期という取り扱いがなくなるものと考えております。ただし、現行の「資格証明書」については、「特別療養費」という名称に変更してこれまでと同じような内容で運用されます。

○議長（山本会長）

保険証の有効期限は、令和7年7月末日までということですが、切り替えの案内はどのように行う予定ですか。切り替え直前ではなく余裕を持った時期に周知案内を実施した方が良いと考えますがいかがでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

周知のタイミングは特に決まってないのですが、何かしらの通知等を送付する際に案内文を同封したり、時期を見計らって広報誌等でお知らせするなど対応を検討したいと思います。

○議長（山本会長）

12月の保険証廃止以降に有効期間が残っている保険証を紛失した場合など再発行はできるのですか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

保険証廃止となる12月2日以降は、現行の保険証の再発行はできなくなります。そのため、保険証を紛失された場合、申請によりマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付することとなります。

○議長（山本会長）

先程事務局から説明があった保険税率改正につきましては、現在の国保財政運営において基金取り崩しが必要な状況でやむを得ない措置であるわけですが、委員の皆様も検討時間が必要かと思えます。そこで、議案第2号につきましては、本日決定するのではなくシミュレーションで示されたAからEパターンなど事務局の説明を踏まえ、継続審議とし、次回の協議会で承認を得たいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島）

次回の運営協議会で本日提案した議案第2号について承認をいただくに当たり、11月頃に再度協議会を開催させていただきたいと考えております。また、その時期には保険証廃止にかかる運用もより具体性を増していると思えますので、その点についても改めてご説明させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

その他、何かございますか。特にないようですので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回国保運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後2時45分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 _____

1 番委員 _____

4 番委員 _____